

今治市立地適正化計画(案)に対する意見募集について (結果報告)

令和7年7月9日(水)から8月7日(木)にかけて「今治市立地適正化計画(案)」に対する意見募集を行った結果、2名の方から4件のご意見をいただき、ありがとうございました。

それぞれの意見の概要、その意見に対する市の考え方と意見を受けた修正内容を掲載いたします。

意見の概要と市の考え方

	意見の概要	今治市の考え方	修正内容
1	今治市立地適正化計画の基本方針には賛同します。 ただし、これからも人口減少と高齢化が進行する中、現在、今治市は「消滅可能性都市」の対象からは外れているものの、過去にはその名称が挙げられた経緯もあります。この計画が、未来の今治市にとって真に価値あるものとなるよう、よく言われる「絵に描いた餅」にならないよう、具体的な実行と厳格な運用を期待します。	本市では、今治市立地適正化計画において、今後の人口減少や高齢化の進行を踏まえ、将来にわたって持続可能な都市構造の実現を目指しております。 ご指摘のとおり、本計画が「絵に描いた餅」とならないためには、具体的な施策の実行に加え、進行状況を的確に把握し、必要に応じて計画を見直すことが重要です。そのため、計画策定後もおおむね5年ごとに施策の実施状況について調査・分析および評価を行い、その結果を踏まえて適切に見直しを行うことで、計画の実効性を高めてまいります。	無
2	今治市は駅周辺がさみしいと思います。「居住の誘導を図る施策1」に公共交通の維持・確保とありますが、居住を誘導するのであれば、区域内の移動が便利であること、また区域をつなぐ公共交通機関等の充実は必須だと思います。みんなが利用しやすいモビリティの導入・運用など、もっと具体的な施策が必要ではないかと思います。	本計画では、都市機能誘導区域および居住誘導区域を、中心市街地や新都市に加え、駅やバス停といった公共交通の拠点を検討して設定することで、公共交通の利用促進と利便性の向上を図っております。 また、「都市機能誘導区域に都市機能の誘導を図るための施策の施策4」では、公共交通の維持・確保に加え、モビリティハブの形成、シェアリング型モビリティの導入、交通結節機能の強化なども位置づけており、誰もが利用しやすいモビリティ環境の整備に取り組んでまいります。 こうした施策の具体化にあたっては、市民や関係者の皆様との意見交換を重ねながら、地域の実情に即した形で、確実に推進してまいります。	無

3	市街地周辺の田や畑を宅地化し次々と家が建つを見るたびに、これからも人口が減少していくのに大丈夫なのかと心配になります。まちなかにある空き家を活用するなど、外への広がりを極力規制するような取組みも必要ではないかと思います。	本市では、今治広域都市計画区域において区域区分(市街化区域と市街化調整区域)を定めており、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であるとの認識のもと、地域の活力低下や産業振興といった課題に対応しつつも、開発許可制度等を活用して、スプロール化の防止に取り組んでおります。 また、低密度な市街地の拡散を防止することは重要であると考えており、今後のまちづくりにおいては、市街地周辺への開発抑制とあわせて、まちなかにおける空き家の活用等を通じた居住誘導の取組を、総合的に進めてまいります。その一環として、「居住誘導区域に居住の誘導を図るための施策2」では、空き家の市場化・利活用の促進に取り組むこととしており、「今治市空家等対策計画」とも連携しながら、本計画を着実に推進してまいります。	無
4	「波止浜・波方地区」および「大西地区」の「今治市立地適正化計画(案)の内容」については、何十年も前に定められた都市計画の用途地域がそのまま踏襲されているだけで、斬新性はもちろん現実味が感じられません(現場不在・机上作成の感があります)。近年策定されその有効性が一定の評価を受けている「今治市造船振興計画」との齟齬も生じているような気がします。具体的には、波止浜地区では陸上部での工場用地が不足している状況が過去から続いており、「都市計画法上の用途地域の大幅な変更(準工業地域の拡大)」「住居系用途地域についての地区計画の設定」「市街化区域周辺部の調整区域の撤廃(市街化区域の拡大)」等により、工場立地対象地の拡大が必要なのではないかと思えます。 今治市立地適正化計画(案)において、「波止浜・波方地区」および「大西地区」の産業振興区域の拡大を検討されてはどうでしょうか。「高度成長終盤期に市内に適切な用地がなく、各造船所が市外(当時は大西町も市外)に出て行った歴史」「陸上部に工場拡大用地がなく、公有水面を埋め立てている現状(それ自体は産業振興に必要であり、何ら否定するものではありません。)」等を鑑み、真摯にご検討頂ければ幸いです。	立地適正化計画は、従来の都市計画法に基づく土地利用計画に加え、居住や都市機能の誘導を通じて、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進することを目的としております。 「産業振興区域」につきましては、既存の市街化区域内の工業系用途地域等を対象に、都市計画基礎調査に基づく分析を行い、住宅等との混在を避ける形で、居住誘導区域の対象外となる区域として位置づけております。 また本市では、第2次今治市総合計画に基づき、市内外の企業による雇用の拡大・創出につながる企業誘致や、事業活動を継続できる操業環境の維持・拡充の支援に努めております。 「工場立地対象地の拡大」については、都市計画マスタープランに基づき、令和4年12月に「今治市市街化調整区域の地区計画の運用方針」を改定しており、インターチェンジから2km以内の区域等では、市街化調整区域であっても工業系用途(非住居系)の開発を可能とする地区計画を活用し、適切な運用を図っております。 今後も、本市の産業振興に資する土地利用のあり方について、関連計画との整合を図りながら、総合的に検討を進めてまいります。	無